

信州6次産業化プランナー応募要領

1 趣旨

信州6次産業化等に取り組む農林漁業者等をサポートするため、様々な専門知識を有するプランナーを募集し、課題解決を支援する。

2 業務内容

信州6次産業化推進協議会（以下「協議会」という。）からの依頼に応じて協議会との連携により、以下のことを行う。

- (1) 6次産業化等に取り組む農林漁業者等の経営の発展段階に即した課題の解決に向けた個別相談
- (2) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条第1項に基づく総合化事業計画の認定に向けたサポートや当該認定後のフォローアップ
- (3) 協議会が開催する6次産業化事務担当者会議への出席及び研修会等における講義
- (4) その他、協議会が必要と認めた事項

3 応募資格

信州6次産業化プランナーに応募しようとする者は次の(1)から(4)までの要件を全て満たしていること。

- (1) 学識要件（①又は②を満たすこと）
 - ① 以下の全ての分野について一定の知見を有しつつ、そのうち1以上の分野について高度な専門的知見を有していること。
 - (ア) 農林水産物の生産技術
 - (イ) 農林水産物の加工技術
 - (ウ) 商品のデザイン・商品性・コンセプト立案
 - (エ) 食品の安全・知的財産等に関する法令
 - (オ) 6次産業化事業体の育成
 - (カ) 新商品の企画設計・販路開拓
 - (キ) 経営管理
 - ② ①の(ア)から(ウ)までの分野について、一定の知見を有しつつ、輸出、観光、異業種連携、事業承継、再生可能エネルギー等のいずれかの分野について、高度な専門的知見を有していること。
- (2) 経験要件（(1)の②の場合は除く。）

6次産業化等に関する案件について、コーディネート業務に携わったことがあること、又は、6次産業化に取り組んだことがある農林漁業経営者であって、いずれも一定の成果を上げていること。
- (3) コミュニケーション等能力要件
以下の要件を全て満たしていること。
 - (ア) 6次産業化等に関係する各分野の人材に精通していること。
 - (イ) 6次産業化等に取り組む意欲のある事業者についての幅広い情報を有していること。
 - (ウ) 6次産業化等に関する支援措置や事業計画の作成に関し、事業者に対して丁寧に相談に応じ、的確な助言をする能力を有していること。
- (4) 信州6次産業化推進協議会への協力
協議会が主催する6次産業化事務担当者会議に出席し、信州6次産業化の推進方向について認識を共有しつつ、積極的に事業者の発掘や育成に取り組むことができること。

4 信州6次産業化プランナーの選定方法

- (1) 協議会において書面及び面接審査を行います。
- (2) 選定結果については、選定が終了次第、速やかに全ての応募者に対して通知する予定です。
なお、選定に係る経過、選定結果等に関するお問い合わせにはお答えできません。

5 業務形態及び謝金等

業務形態については、協議会からの依頼を受け2の業務を実施していただきます。

この業務の実施に係る謝金として以下のとおり支給します。また、協議会が依頼する業務については、別途旅費を支給します。

- ◆ 謝金（税込み）：1時間当たり 7,100円

6 応募に係る留意事項、方法

- (1) 応募に当たっては、事前に次の事項をご確認ください。
 - ① 信州6次産業化プランナーとして活動していただくには、協議会からの依頼が必要であり、選定された場合において必ずしも業務の依頼があるとは限りません。
 - ② 応募者及びその取組について、必要に応じて本人への確認や関係者への調査を行うことがあります。
 - ③ 信州6次産業化プランナーの学識や経験をより広く周知するため、氏名、連絡先等を公表することに承諾していただきます。
また、信州6次産業化プランナーの周知・広報活動にこれらを使用する場合であっても、これらに対する対価は支払いません。
 - ④ 「信州6次産業化推進協議会」「信州6次産業化プランナー」等の名称をみだりに使用することはできません。
 - ⑤ 契約期間中に保有した個人情報の内容を他人に知らせ又は不当な目的に利用してはなりません。
 - ⑥ 応募内容に虚偽が認められた場合、その応募に基づく選定結果は無効となります。
- (2) 応募は、自薦によるものとし、「信州6次産業化プランナー申請書について」（別紙1）に必要事項をご記入の上、次のとおり提出してください。提出された書類等は、返却いたしません。
 - ① 提出部数 1部
 - ② 提出期限 令和元年5月27日（月）から令和元年6月10日（月）まで
（郵送の場合、令和元年6月10日（月）午後5時までに協議会へ必着のこと）
 - ③ 提出先：〒380-8570
長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁農政部農業政策課農産物マーケティング室内
信州6次産業化推進協議会
電話：026-235-7217
FAX：026-235-7393
担当：坂下 広・新家 幹夫

7 個人情報の管理

個人情報については、適切に管理し、承諾をいただいた利用目的以外に第三者への開示、公表はいたしません。